

(本件に関する問合せ先)
企業年金連合会 会員センター 運用・運営調査室
TEL 03-5401-8712 FAX 03-5401-8727
E-mail suri-chosa@pfa.or.jp

2015(平成27)年度決算
財政・事業運営実態調査結果の概要
— 財政検証集計結果及び制度見直しの予定 —

平成29年2月3日
企業年金連合会

2015(平成27)年度決算 財政・事業運営実態調査結果の概要

I. 調査の目的

企業年金連合会では、当連合会の会員である厚生年金基金(以下「基金」)及び確定給付企業年金(以下「DB」)の財政事業運営の実態を把握し、会員が今後の財政運営等を検討する際の基礎資料として活用できるよう、会員共同事業として2004年度より毎年実施。(調査期間:2016年7月~10月)

II. 調査対象及び回答数

1. 調査対象

基金:158件

DB:2,978件

会員DB:948件

会員外DB:2,030件

2. 回答数

基金:153件(回答率 96.8%)

会員DB:914件(回答率 96.4%)

会員外DB:670件(回答率 33.0%)

積立水準の概要

<基金>

通常の財政検証を行った基金の各積立水準の単純平均は以下のとおりであった。

- ① 継続基準の積立水準:1.12(前年度1.08) < 1.07(前年度:1.03) >
- ② 財政計算の留保の基準:1.26(前年度1.20)
- ③ 標準掛金のみを掛金収入とした場合の積立水準:1.04(前年度0.98) < 0.97(前年度:0.92) >
- ④ 非継続基準の積立水準:1.03(前年度0.95) < 0.92(前年度:0.87) >
- ⑤ 代行部分の積立水準:1.84(前年度1.46) < 1.46(前年度:1.27) >

(注1)解散・代行返上計画に基づく財政検証を行った基金は積立水準の調査対象としていない。

(注2) <>内には解散・代行返上計画に基づく財政検証を行った基金を含む平均を参考値として記載(2015年度140件)。

<会員DB>

昨年度は国内外の株価下落や円高による外貨建資産の円ベースでの収益がマイナスに寄与したことが響き、回答のあった会員DBの各積立水準の単純平均は以下のとおりであった。

- ① 継続基準の積立水準:1.21(前年度1.25)
- ② 財政計算の留保の基準:1.34(前年度1.38)
- ③ 標準掛金のみを掛金収入とした場合の積立水準:1.07(前年度1.07)※1
- ④ 非継続基準の積立水準:1.24(前年度1.30)

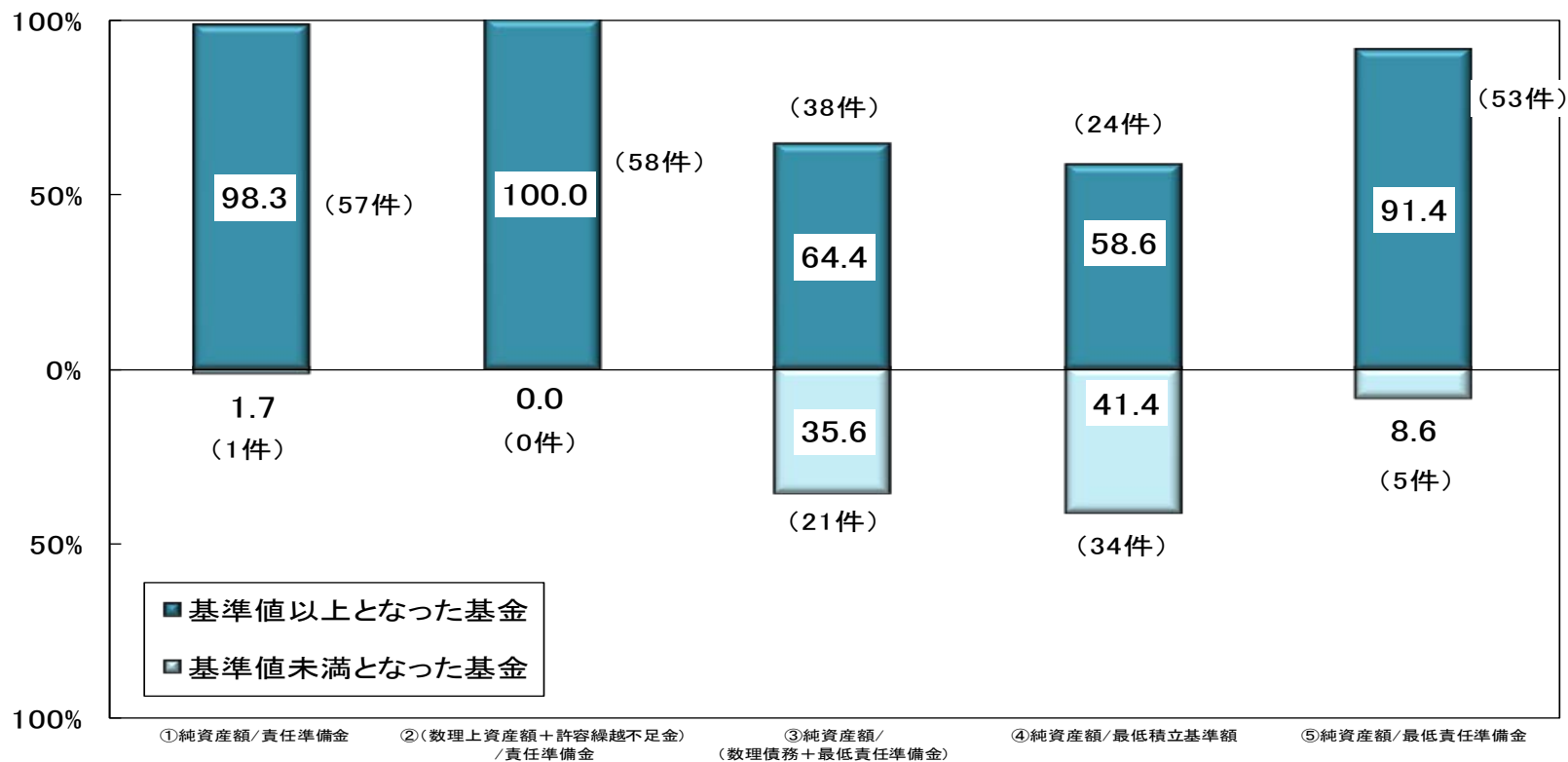
【参考】会員外DB

- ① 継続基準の積立水準:1.17(前年度1.16)
- ② 財政計算の留保の基準:1.32(前年度1.32)
- ④ 非継続基準の積立水準:1.72(前年度1.79)※2

(注)DBは決算月が制度により異なり、運用損益は各制度により異なる。

各積立水準の基準値に基づく企業年金の分布状況は次のとおり。

積立水準の状況(基金)



単純平均(前年度)	1.12(1.08)	1.26(1.20)	1.04(0.98)	1.03(0.95)	1.84(1.46)
解散・代行返上計画に基づく財政検証を実施した基金を含む平均(前年度)	1.07(1.03)		0.97(0.92)	0.92(0.87)	1.46(1.27)

<各積立水準の基準値>

純資産額/責任準備金: 1.00

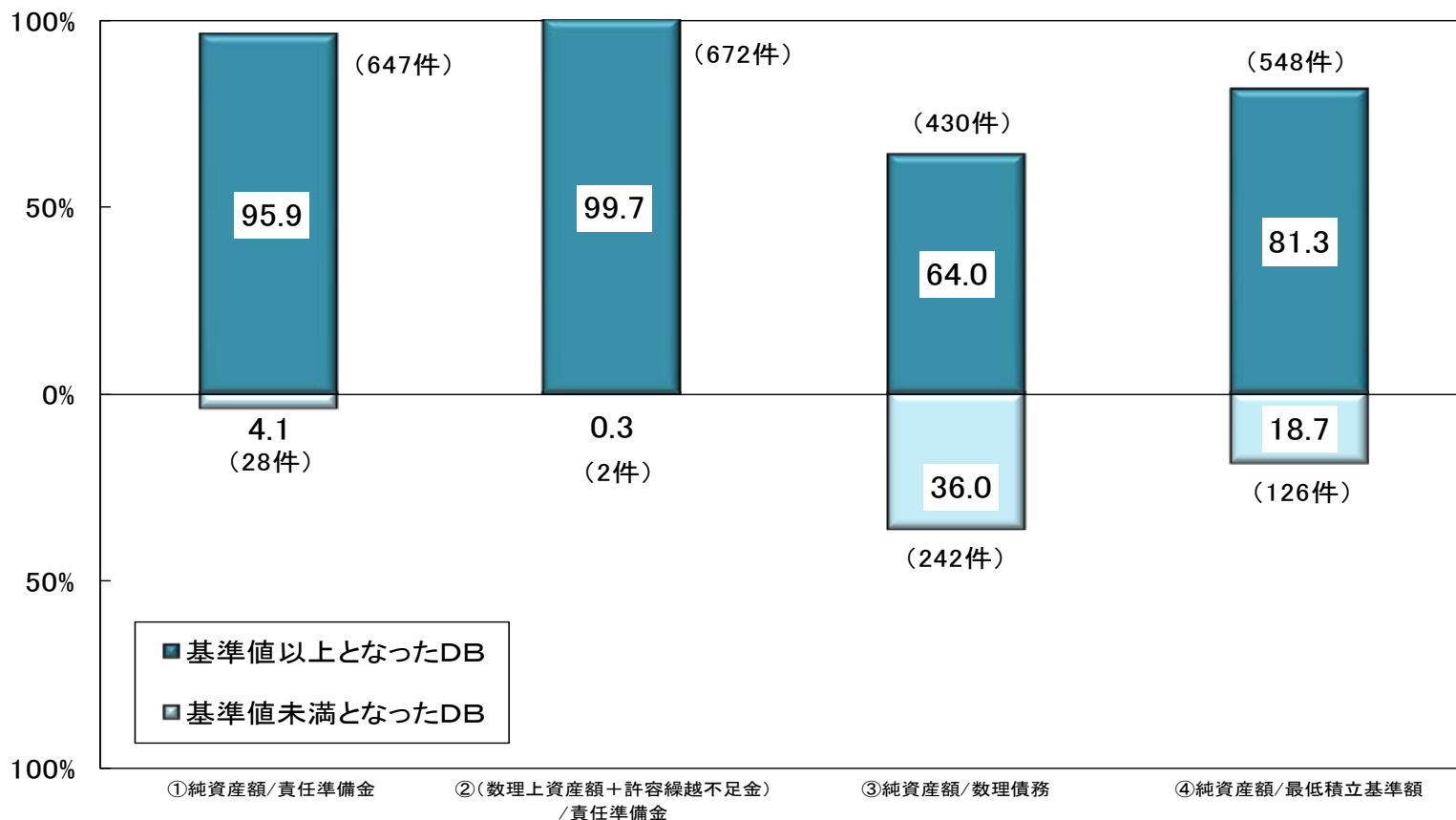
(数理上資産額+許容繰越不足金)/責任準備金: 1.00

純資産額/(数理債務+最低責任準備金): 1.00

純資産額/最低積立基準額: 0.98

純資産額/最低責任準備金: 1.2

積立水準の状況(会員DB)



単純平均(前年度)

1.21(1.25)

1.34(1.38)

1.07(1.07)*1

1.24(1.30)

<各積立水準の基準値>

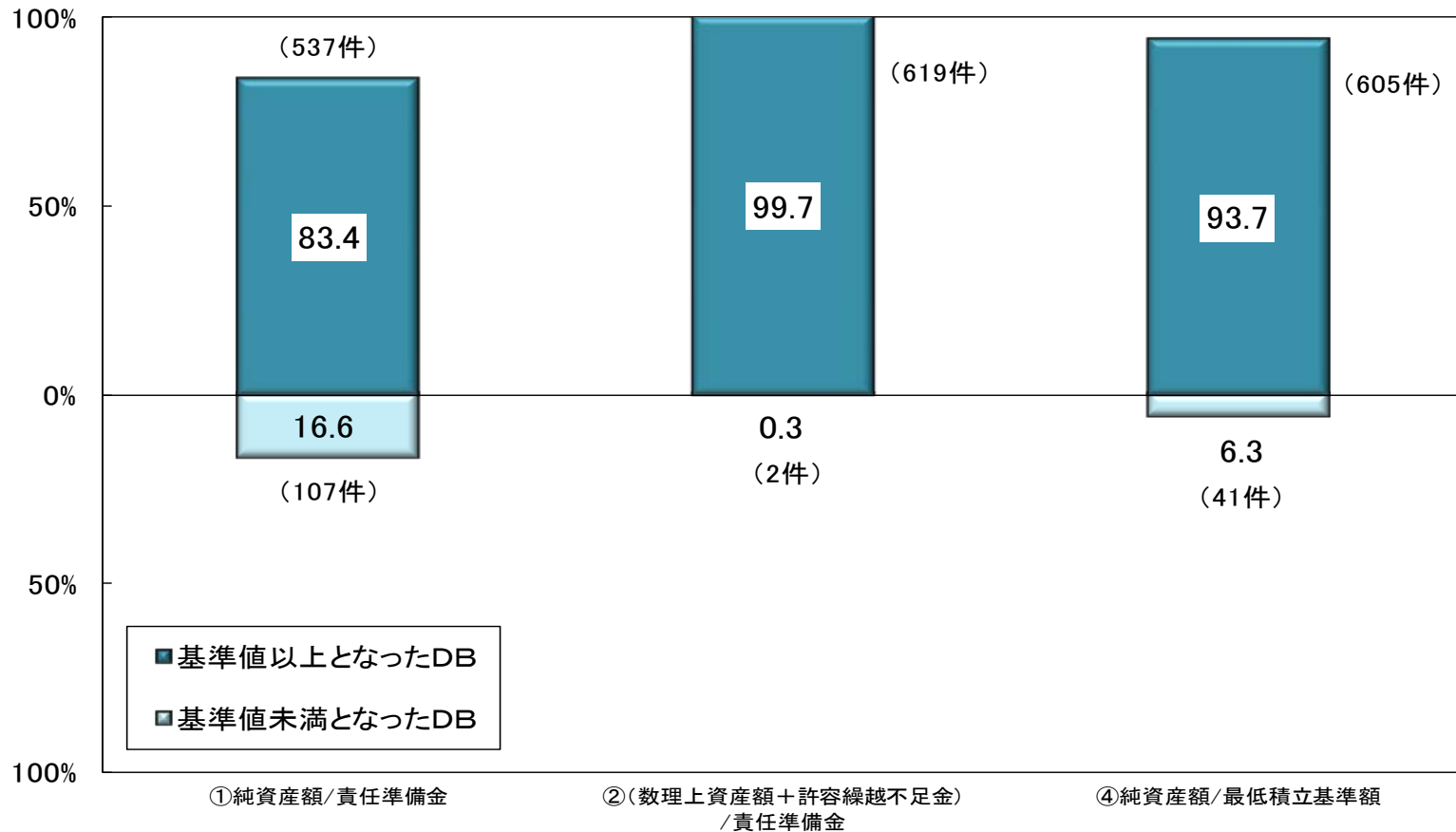
純資産額/責任準備金:1.00

(数理上資産額+許容繰越不足金)/責任準備金:1.00

純資産額/数理債務:1.00

純資産額/最低積立基準額:0.98

【参考】 積立水準の状況(会員外DB)



単純平均(前年度)

1.17(1.16)

1.32(1.32)

1.72(1.79)*2

<各積立水準の基準値>

純資産額/責任準備金:1.00

(数理上資産額+許容繰越不足金)/責任準備金:1.00

純資産額/最低積立基準額:0.98

各積立水準(①~⑤)の説明

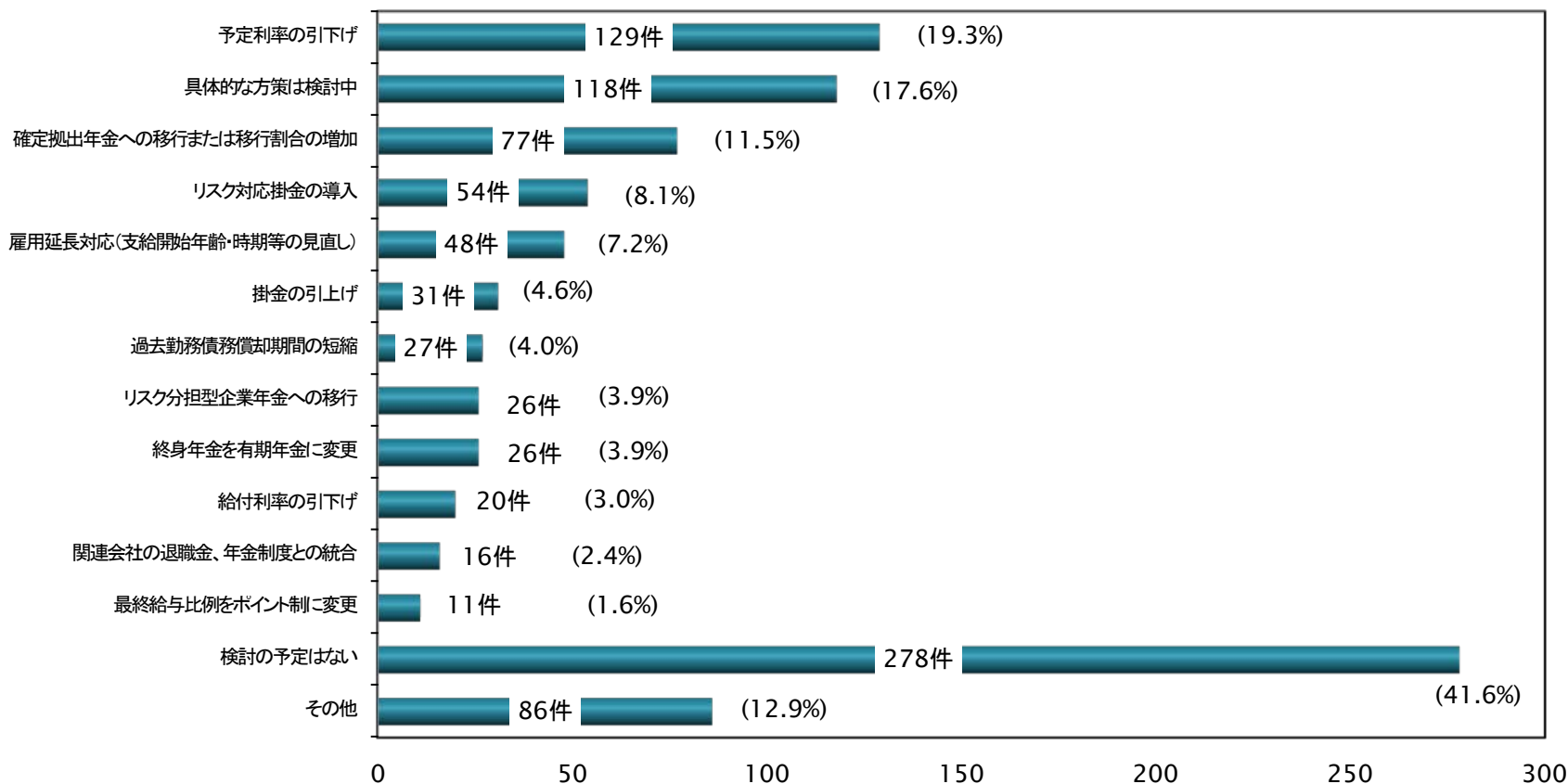
- ① 継続基準の積立水準: 企業年金が今後も継続するという観点から検証する年金資産の積立水準で、将来の給付を賄うために必要な債務である責任準備金と純資産額を比較する。
- ② 財政計算留保の基準: 継続基準の財政検証に抵触した場合に掛金引上げの可否を判定する基準で、責任準備金と掛金計算用の年金資産(数理上資産額)に許容できるバッファー(許容繰越不足金)を加えた額を比較する。
- ③ 標準掛金のみを掛金収入とした場合の積立水準: 事前積立の観点から検証する年金資産の積立水準で、将来の掛金収入として標準掛金だけを考えた場合に、将来の給付のために現時点で保有しておかなければならない本来の積立目標である数理債務(厚生年金基金の場合は「数理債務+最低責任準備金」と純資産額を比較する。
- ④ 非継続基準の積立水準: 企業年金が解散または終了するという観点から検証する年金資産の積立水準で、過去の加入期間に応じて発生している、給付の現価である最低積立基準額(代行部分は最低責任準備金)と純資産額を比較する。
- ⑤ 代行部分の積立水準: 厚生年金基金が解散するという観点から検証する年金資産の積立水準の一つで、代行部分の国への返還額である最低責任準備金と純資産額を比較する。

- ※1 分子の純資産額は、1年度の間標準掛金と特別掛金等の補足的掛金による掛金収入と、運用損益により変動する。一方、分母の数理債務は、実際には特別掛金により償却される「未償却過去勤務債務残高(特別掛金収入現価)」も企業年金の債務と認識した場合の債務であることから、標準掛金及び予定利息のみを収入として増加するため、純資産額に比べて増加のペースは緩やかとなる。運用利回りがマイナスとなった場合であっても、特別掛金を多く徴収している場合、分子の純資産額が大きく増加するの比べ、分母の数理債務の増加は小さくなり、対前年比では本積立水準が改善することがある。会員DBの本積立水準の単純平均が前年度から変動していない要因の一つはこの効果によるものと考えられる。
- ※2 適格退職年金の給付を承継した確定給付企業年金は、平成29年3月までの経過措置として、一定の基準で所定の額を最低積立基準額から控除することができる(控除できる額は年々減少)。会員外の確定給付企業年金は当該経過措置を適用している制度が多いため、④「純資産額/最低積立基準額」の積立水準は高く算出される。

今後の制度見直しの検討状況(会員DB)

会員DBの財政・事業運営に関する制度の見直しの検討状況は、「検討の予定はない」(278件(41.6%))が最も多く、次いで「予定利率の引下げ」(129件(19.3%))、「具体的な方策は検討中」(118件(17.6%))、「確定拠出年金への移行または移行割合の増加」(77件(11.5%))、「リスク対応掛金の導入」(54件(8.1%))、「雇用延長対応(支給開始年齢・時期等の見直し)」(48件(7.2%))となっている。

(回答制度数=669制度)



(注)複数回答可。「その他」には「給付水準の引下げ(加入員減額)」、「閉鎖型(給付のみを行う)年金に移行」等が含まれる。